

救急車内に 12誘導心電図伝送装置を設置

当消防本部では宮城県で策定した第二期地域医療再生計画による「12誘導心電図伝送システム」を全救急車に整備し、6月から本格運用を開始しました。

この事業は、東北大学病院による事業提案のもと、みやぎ県南中核病院及び当消防本部が事業主体となり行うものです。

12誘導心電図とは、一般的に病院等で導入しているもので、これまで救急車で使用していたモニター心電図よりも詳細な心臓の動きを観察することができます。

急性心筋梗塞などの心臓病は、発症後の早期診断と治療が極めて重要であり、心電図データと合わせ車内の画像を収容医療機関に伝送することで、発症から緊急治療の準備や実施までの時間短縮が期待されます。

このシステムの導入により患者さんの救命率及び予後の向上を目指します。救急隊の活動に皆様のご理解とご協力をお願いします。



大丈夫でしょうか お宅の住宅用火災警報器

平成26年度の住宅用火災警報器（以下「住警器」といいます。）の設置状況調査結果から当消防本部管内の設置状況を見ると、全国の設置率よりも低いという結果が出ています。特に「条例等に基づき設置」された住宅の設置率を比較すると、全国の約半数となっております。当消防本部管内の設置状況がかなり低いということが分かります。

■平成26年度住警器設置状況調査結果

	条例等に基づき設置	一部設置
全国	66.9%	79.6%
宮城県	65.0%	88.3%
当消防本部管内	33.0%	79.0%

住警器は「火災の早期発見」「火災による死傷者の減少」に大変有効です。まだ設置をしていないという方は、早期の設置をお願いします。また、住警器のほとんどは、バッテリー等を用いるため、定期的な動作試験等が必要になります。すでに設置しているという方も「設置したから大丈夫」と思わずに、今一度設置場所の確認や動作の点検をよろしくお願いします。

取り付けが義務付けられている所は…

- ① 寝室
- ② 階段
- ③ 台所

※台所については、熱式感知器をおすすめします。

前年度の各実施状況

情報公開条例実施状況

- ・公文書の開示請求の件数 2件
- ・開示決定等の件数 2件
- ・不服申立ての件数 0件

個人情報保護条例実施状況

- ・公文書の開示請求の件数 0件
- ・開示決定等の件数 0件
- ・不服申立ての件数 0件

【問い合わせ】総務課 TEL: 0224 (52) 2628